

／豊川で働こう！／

豊川市奨学金返還支援事業 登録事業者募集



豊川市では、地域産業を支える中小企業者の人材確保を図るため、大学等在学中に奨学金の貸与を受けた方が、市内の登録事業者就職し、市内に居住している場合に、豊川市と登録事業者が協力して奨学金の返還を支援する事業を行っています。令和5年5月末現在、24社が登録しています。

登録メリット1 企業の認知度向上に！

- 市のHPで登録事業者名、事業内容を掲載します。
市ではチラシやHPを用いて県内外の大学就職支援センターへの周知、成人式などでPRします。
なお、大学生の約半数は奨学金を活用しています。(※)
※独立行政法人日本学生支援機構『令和2年度学生生活調査結果』より

登録メリット2 若者の確保・定着に！

- 貴社への就業(※)が条件となるため、人材の確保・定着にご活用いただけます。
※市内所在の中小企業者に限ります。

登録メリット3 企業の協力金の額は支援額の1/4です！

- 一人あたりの支援額は、3年間で最大72万円で、登録事業者の負担は1/4(最大18万円)です。
- 交付申請がなかった場合の費用は発生しません。

お申込み・
お問い合わせ先

豊川市商工観光課商工労政係

TEL:0533-95-0263 メール:shoko@city.toyokawa.lg.jp



詳細は裏面へ

TOYOKAWA

豊川市奨学金返還支援事業 事業概要

対象事業者

- 市内に事業所を有する中小企業者
- 補助対象者に交付する補助金のうち4分の1を負担できる者

補助対象者

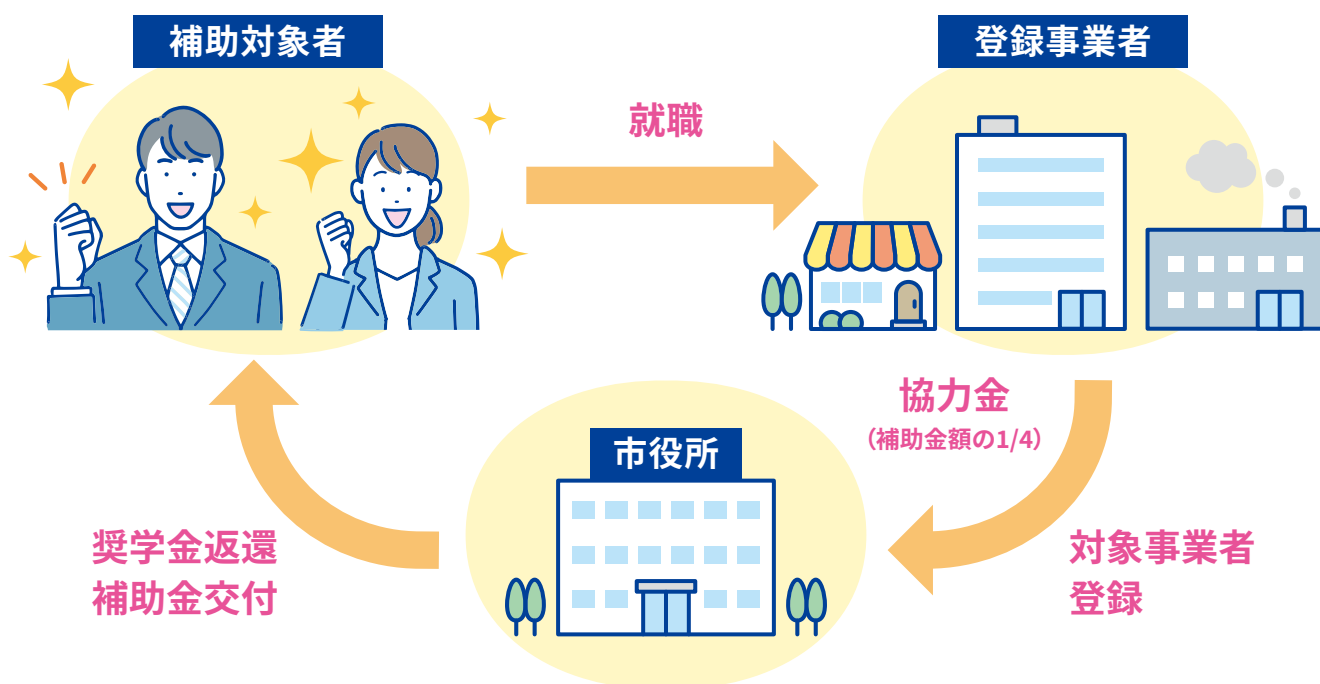
- 大学等を卒業し、就職時の年齢が35歳未満
- 市内に居住し、市内の登録事業所に勤務すること
- 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、返還滞納がないこと

補助期間

奨学金返還開始月から起算して3年間
ただし、就職月が奨学金の返還開始以後であるときは、
就職日の属する月から起算して3年間

補助金額

一人あたり最大72万円(1年あたり上限24万円)
※うち4分の1を登録事業者が負担



登録方法

登録申請書を市HPからダウンロードし、
必要書類を添えて、メール、郵送又は窓口へ提出

制度の詳細・登録は市HPをご覧ください。

豊川市 奨学金返還支援

検索



▶ <https://www.city.toyokawa.lg.jp/shisei/sangyo/koyoshien/toyokawasyougakukin/index.html>